

令和3年横審第25号

裁 決

遊漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和元年11月30日14時15分  
三重県御座岬北方沖合
- 2 船舶の要目  
船種 船名 遊漁船A  
登録長 6.80メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 77キロワット
- 3 事実の経過

Aは、平成11年3月に進水したFRP製遊漁船で、船体中央部に操舵区画を配し、同区画前部右舷寄りに舵輪、その前方に左舷側からGPSプロッター、磁気コンパス及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.57メートル船尾0.60メートルの喫水をもって、令和元年11月30日07時00分三重県志摩市志摩町越賀所在の係留地を発し、御座岬南東方約5海里沖合の釣り場で遊漁ののち、13時20分同釣り場を発進して帰途に就いた。

ところで、英虞湾南西部から御座岬南方沖合にかけて、平成25年9月1日から令和5年8月31日までの間、御座埼灯台から075.5度（真方位、以下同じ。）1.77海里、065.5度1.91海里、036.5度1.02海里、306度1,600メートル、256度1.43海里、220度2.08海里、187度2.17海里、173.5度2.27海里、173.5度2.45海里、134度1,680メートルの各地点を順次結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に、三重外湾漁業協同組合が三重県知事から免許を受けた三重共第88号の共同漁業漁場区域が設定されていた。

そして、前示共同漁場区域の北部に当たる御座岬北方沖合には、魚群を囲うための東西方向約300メートル南北方向約60メートルの囲網、その南辺中央部から南方に延びる魚群を導くための長さ約500メートルの第1垣網、同垣網南端から南東方に延びる長さ約150メートルの第2垣網及びこれらの網を固定するためのロープ等で構成された定置網（以下「御座定置網」という。）が敷設され、第2垣網の中央部付近に、同網を沈めて小型船舶が東西方向に航行可能な幅約40メートルの開口部（以下「御座開口部」という。）が設けられ、同開口部の両端には一対の黒色球形ボンデン（以下「御座ボンデン」とい

う。)が設置されていた。

また、a受審人は、御座定置網が御座岬北方沖合に敷設されていることは承知しており、平素、釣り場との往復に、GPSプロッターに表示させた過去の航跡を辿って御座開口部付近まで接近し、御座ボンデンが目視できるようになったら、同ボンデンとの相対位置を把握して同開口部を航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、同プロッターに表示させた過去の航跡を辿って御座開口部南西方沖合に至り、御座ボンデンを視認し、14時11分半僅か前御座埼灯台から309度410メートルの地点で、針路を同開口部中央付近に向く060度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操縦席に腰掛けた姿勢で手動操舵によって進行した。

a受審人は、14時14分僅か過ぎ御座埼灯台から343度400メートルの地点に至り、御座開口部西方沖合に認めた小型船舶を避けるため、針路を090度に転じた。

転針したとき、a受審人は、御座定置網の第2垣網まで150メートルとなり、その後同垣網に向首接近する状況であったが、小型船舶の動向を見ることに気を奪われ、御座ボンデンとの相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、御座定置網の第2垣網に向首続航し、14時15分御座埼灯台から006度380メートルの地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同垣網に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力4の北西風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

その結果、Aは、推進翼に修理を要しない擦過傷を、御座定置網は、

第2垣網に破損等を生じたものの、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件定置網損傷は、御座岬北方沖合において、係留地に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、御座定置網の垣網に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、御座岬北方沖合において、係留地に向けて帰航する場合、御座定置網の垣網に向首接近することのないよう、御座ボンデンとの相対位置を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、御座開口部西方沖合に認めた小型船舶の動向を見ることに気を奪われ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同垣網に向首していることに気付かずに進行し、御座定置網の垣網に乗り入れる事態を招き、A及び御座定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年1月6日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁